

令和7年 多賀町議会12月第4回定例会会議録

令和7年12月2日（火） 午前9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	小島	櫻	君	6番	川岸	真喜	君
2番	一之瀬	浩治	君	7番	富永	勉	君
3番	大谷	重温	君	8番	山口	久男	君
4番				9番	神細工	宗宏	君
5番	木下	茂樹	君	10番	菅森	照雄	君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のため出席した者の職氏名

町長	久保	久良	君	産業環境課長	野村	博	君
教育長	青木	靖夫	君	地域整備課長	飯尾	俊一	君
会計管理者	岡田	伊久人	君	学校教育課長	伊東	瑞江	君
企画課長	藤本	一之	君	教育総務課長	谷川	嘉崇	君
総務課長	本多	正浩	君	生涯学習課長	竹田	幸司	君
税務住民課長	小菅	俊二	君	監査委員	寺西	久和	君
福祉保健課長	林	優子	君				

◎議会事務局

事務局長 大岡 まゆみ 書記 西村 俊之

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定（12月2日～19日 18日間）
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 総務常任委員長報告
日程第6 産業建設常任委員長報告
日程第7 議案第65号 多賀町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
について
日程第8 議案第66号 多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関

日程第9	議案第67号	する基準を定める条例の一部を改正する条例について 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第68号	多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第69号	令和7年度多賀町一般会計補正予算（第4号）について
日程第12	議案第70号	令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第13	議案第71号	令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

(開会 午前 9時30分)

○議長(富永勉君) ただ今から、令和7年12月第4回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(富永勉君) 本定例会に町長より提出されました案件は、議案7件であります。
なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(富永勉君) ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(富永勉君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、
6番 川岸真喜議員 8番 山口久男議員
を指名いたします。

○議長(富永勉君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、去る11月26日開催の議会運営委員会において、
本日12月2日から19日までの18日間に決定していただいておりますので、そのよ
うにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(富永勉君) 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は本日から19日までの18日間に決定いたしました。

○議長(富永勉君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。
次の3点について報告をいたします。
第1点目は、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情
1件を受理しました。
第2点目は、8月、9月、10月に実施されました出納検査、定期監査の結果につい
ては、お手元に配布しておりますとおり報告がありました。
第3点目は、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員
派遣を行いました。
これで諸般の報告を終わります。

○議長(富永勉君) 日程第4 「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和7年12月第4回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、去る11月22日、多賀結の森にて開催をしました町制70周年記念式典につきましては、爽やかな秋晴れに恵まれ、関係各位185名のご出席を賜り、盛大に開催させていただきました。功労者表彰では、特別功労の山口久男様をはじめ、自治功労23名、社会福祉功労19名、産業経済功労6名、教育功労16名と2団体の合計65名、2団体の皆様を表彰させていただきました。長年にわたり各方面でのご尽力、ご貢献に改めて感謝を申し上げます次第です。式典では、多賀町文化協会の皆様の楽しい歌声や演奏で盛り上げていただき、多賀町らしく、終始和やかな雰囲気にも包まれながら式典を進行させていただきました。

今後におきましても、多賀町に住む誰もが生きがいを持って安心して暮らし続けられるまちを目指していくとともに、歴史文化を大切に守りながらも、新たな取組にも挑戦してまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提出いたしました議案は、合わせて7件でございます。いずれも重要な議案でございます。慎重なご審議を頂き、適切にご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、主要施策の実施状況ならびに最近の行政についてご報告申し上げます。

はじめに、税務住民課所管では、物価高騰への支援策として実施しました定額減税補足給付金不足額給付につきましては、申請期限を10月末とし、現時点で対象者874名のうち839名に給付を終えており、早期に対応ができたものと考えております。未給付の方につきましても、引き続き迅速に対応してまいります。

次に、福祉保健課所管では、今年度におきましても、総合健診、特定健診、各種がん検診の集団健診につきましては、一人でも多くの方に受診していただけるよう受診勧奨に努めてまいりました。過日、令和6年度の特定健診の法定受診率の確定値が発表され、滋賀県内における多賀町の受診率は48.8%で、引き続き県内1位でありました。特定健診の受診率を高めることは健康づくりの第一歩であり、ひいては国民健康保険の保険料にも関係する重要な取組でありますので、今後も継続して、一人でも多くの方に受診していただけるよう、周知の工夫や環境の整備など、しっかり取り組んでまいります。

また、今年度は3年ごとの民生委員児童委員の改選があり、11月末をもって15名の方が退任されました。委員の方々には、長きにわたり地域住民の身近な相談相手として、地域福祉の推進と住民の安心安全のためご尽力いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

12月からは新たに34名の皆様に活動いただくことになりました。私からは、「みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち」を目指し、地域福祉の推進にご協力を頂きますようお願い申し上げたところであり、さらなるご活躍にご期待するところでもあります。

次に、産業環境課所管であります。去る10月19日に第17回多賀ふるさと楽市を開催しました。当日は2,000人を超える方にお越しいただき、多賀町がにぎわい、笑顔にあふれた1日となりました。これもひとえに町内40もの団体の皆様、多賀町商工会の皆様、会場周辺の皆様など、多くの関係各位のご理解とご協力があり、つくり上げられたものと考えております。改めて関係者の皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後も地域が一体となり、地域で盛り上げていける事業となるよう、創意工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

次に、地域整備課所管では、多賀スマートインターチェンジ上り線ではありますが、本線ランプの工事をおおむね完了し、現在、通信環境などの調整に入っております。供用開始につきましては、地区協議会開催後に発表される見込みとなっております。

また、毎年実施しております道路除雪事業についてであります。国道および県道につきましては滋賀県において実施し、町道につきましては民間業者15者への委託および町職員での直営等に加え、4集落での集落除雪により万全を期したいと考えております。通勤通学はもとより、地域生活への影響を最小限にするため、官民一体となって迅速かつ効率的な除雪に取り組んでまいります。

最後に、教育委員会所管であります。教育総務課、学校教育課所管におきましては、引き続き各校園での校外学習等、子どもたちが様々な体験を通して実感を伴う教育活動を進めるとともに、授業や保育の改善や充実を図るなど、子どもたちの学びや成長をさらに深める取組を進めているところであります。

10月から11月にかけては、多賀小学校と大滝小学校の6年生の児童を対象とし、町立博物館との連携による発掘実習や星空観察を実施しました。多賀町ならではの活動を通して、ふるさと多賀を愛する心を育てまいりたいと考えております。

多賀小および大滝小において実施しておりましたトイレの洋式化、乾式化工事につきましては、2校とも完了し、子どもたち、学校関係者から新しく快適になったと喜びの声を頂いており、引き続き、校園の教育環境の改善に努めてまいります。

また、去る11月13日から16日には、今年度で18回目となります豊かな言の葉書道展を「多賀結いの森」にて開催しました。町内外の小中学校から計536点の応募があり、多くの方に観覧いただくことができました。

生涯学習課所管では、滋賀県で開催されました国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会において、多賀町としてもボウリング競技の運営に関わり、無事終了することができました。本町の出場選手として、彦根翔西館高校3年生の山口華穂さんが女子300メートルハードル競技にて6位入賞されるとともに、滋賀県の高校記録を更新される

など活躍されました。また、少年男子サッカーでは田中世央さん、少年女子なぎなたでは樋田千咲さん、少年男子ハンドボール監督として横山大介さんにおかれましても、それぞれ持てる力を発揮されました。また、車椅子バスケットボールでは小島慎弥さんがチームの中心選手として滋賀県チームを牽引し、活躍をされました。

10月25日には多賀結の森を秋篠宮皇嗣妃両殿下がご視察され、多賀小学校、大滝小学校の児童と共に、和やかな雰囲気の中でモルックを体験、紹介することができました。

11月9日には、町制70周年記念事業として、多賀結の森にて「開運！なんでも鑑定団」を誘致、開催しました。終始笑いの絶えない楽しい時間を過ごしていただくことができたとともに、全国に多賀町をPRする機会になったのではと感じております。

あけぼのパーク多賀では、図書館、文化財センター、博物館が連携し、子ども向けのイベント「あけぼのナイト！」を10月18日に開催しました。当日は30名ほどの子どもたちが仮装コンテストに参加し、ボランティアの皆さんによる読み聞かせや文化財センターによる拓本体験会、学芸員による虫の音鑑賞会など複数の催しを実施しました。複合施設ならではの連携企画として、多くの子どもたちと保護者に楽しんでいただけたと感じております。

今後も地域の魅力を再発見する取組や、子どもも大人も楽しめる取組を企画、展開してまいります。

以上、12月議会定例会の開会にあたりまして、行政の近況についてご報告を申し上げます。

なお、本日提案させていただきます議案の内容につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（富永勉君） これで行政報告を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

6番、川岸真喜総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川岸真喜君 登壇〕

○総務常任委員長（川岸真喜君） 閉会中における総務常任委員会の調査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

10月21日、当委員会は石川県穴水町において、産業建設常任委員会と合同で行政視察研修を行いました。研修内容は、穴水町における能登半島地震の被災状況と現在の災害復興状況についてであります。

午後1時30分より、穴水町役場3階委員会室において、吉村穴水町長、佐藤穴水町

議会議長はじめ役場担当職員から、被災状況と復興状況について説明を受けました。多賀町議会からは、議員8名と本多総務課長、大岡議会事務局長、西村書記が出席いたしました。

まず、穴水町の概要について。穴水町は金沢市内から約90km、能登半島の中央に位置し、東側を海に、西側は山に囲まれ、面積約183km²である。カキを中心に水産業が盛んである。人口は6,686人、高齢化率50.6%。震災から661人の減少が見られているとの説明がありました。

次に、能登半島地震発生時の状況について。令和6年1月1日午後4時10分頃、マグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生し、穴水町での地震による人的被害は、死者20名、災害関連死33名、計53名となった。家屋への被害は、全壊が496棟、半壊が1,436棟となった。避難所については、町内54か所に約4,000人、町外の1.5次または2次避難所に約300人が避難した。インフラについては、道路は、通行止めが20路線、片側交互通行が11路線。電気、水道については、町内全域で停電、断水となった。

次に、震災対応の課題について説明を受けました。地震発生の当日は正月休みでもあり、職員の登庁が困難であった。全職員が配備できたのは10日後であった。庁舎の通信インフラについては、電柱、電線が甚大な被害を受け、通信ケーブルも遮断された。発災から7日後に復旧した。

次に、避難所の開設について。正月休みであったため、ほとんどの公共施設が施錠されており、開設が遅れ、全ての指定避難所が開設されるまで丸1日を要した。また、避難所では暖房器具が不足し、庁舎の自家発電にも不具合を生じた。また、国や自治体、支援団体からの緊急支援やボランティアの受入れ体制についても、職員に受入れ体制の知識や経験が不足していたため、支援者の活動場所や宿泊施設の確保ができず、支援の受入れ体制に問題があった。食料、物資の配送については、道路が寸断されていたことと、正月であったためふるさとへの帰省により人口が増加していたこと、物資の配送職員、配送車両の不足で問題が生じた。そのほか、断水による避難所での衛生面の悪化、車中泊をするケースなど、避難者の名簿管理や行動把握が困難を極めたこと、子育てや教育への影響、病院の医療施設の損傷と人材不足により医療体制がひっ迫したこと、また、病院では避難者と入院患者が混在したことなどが説明されました。

次に、質疑応答に入りました。

委員から、発災直後、すぐに開設できた避難所は何か所かとの質問に対し、小中学校と役場庁舎、公共施設2か所の計5か所しか開設できなかった。発災直後は自助、共助による部分が大きかったとの説明がありました。

また、委員から、発災後のボランティアの受入れ状況はとの質問に対し、すぐには受入れできず、発災から10日後に災害ボランティアセンターを開設した。現在まで約3,600件のニーズに延べ1万5,000人のボランティアを受け入れた。今年の7月、

ようやく全てのニーズが完了したとの説明がありました。

また、委員から、備蓄品で不足したものは何かとの質問に対し、石油ストーブと簡易トイレである。冬場、電気が使えない状況では石油ストーブが必要であると感じたとの回答がありました。

また、委員から、道路の復旧状況について、どのような問題があるのかとの質問に対し、災害査定に1年を要した。業者の不足により入札の不調が出ている。奥能登全体で道路の復旧が遅れているとの回答がありました。

また、委員から、震災前と現在で住民の意識に変化はどの質問に対し、町として地域防災計画を見直している。住民の中で防災士の資格を取得する方が増え、自主防災組織の結成も増えた。防災意識は向上しているとの回答がありました。

また、委員から、発災時の防災無線の使用状況はどの質問に対し、親局と通信局とのネットワークに異常が発生し、発災から4日間、防災行政無線による情報伝達ができなかった。また、屋外拡声器への引込線が断線し、蓄電池の残量が底をつき、蓄電池を充電しながら放送した。放送した内容は、給水情報、物資の提供、炊き出しなどの支援情報であるとの回答がありました。

役場庁舎での研修の後、陸上競技場内につくられた仮設住宅を見学し、住民が主体的にコミュニティーの形成に取り組んでおられる様子の説明を受けました。次に、建物の解体などによって生じた災害廃棄物の仮置場と、中心市街地内に開設された仮設店舗を見学させていただき、現地での説明を受け、今回の研修を終了しました。

結びに、今回の穴水町での研修では、災害発生時の初動体制がいかに難しいかを学びました。行政には、避難所の迅速な開設だけでなく、被災状況の把握、各方面からの支援を受け入れる体制など様々な動きが求められます。家屋の全半壊やライフラインの途絶によって避難生活が長期化する場合には、住民のニーズの把握も求められます。仮設住宅の開設や災害廃棄物の置場所など、今回の研修では地震の発生から復旧までの全体像を知ることができました。多賀町においても防災行政無線の整備が進められています。防災無線で得られる情報は、命に関わる情報であります。防災計画が形骸化することなく、日々の備えに反映され、災害への備えが充実されるよう、防災を所管する当委員会としても調査を継続してまいります。

以上で閉会中における総務常任委員会の調査結果の報告を終わります。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

8番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 閉会中における産業建設常任委員会の活動報告を行います。

10月21日、22日の両日、石川県穴水町と津幡町において総務・産業建設常任委員会合同の研修視察を行いました。

当委員会の視察内容は、津幡町でのA I オンデマンドバス運行、中山間地域の公共交通についてです。

2日目の10月22日午前10時より、津幡町役場にて、町民生活部生活環境課担当課長の西島様から、津幡町での公共交通の現状、A I オンデマンドバスの運行に至った経緯などについて説明を受け、その後、質疑などを行いました。

石川県津幡町は金沢市に隣接し、石川県のほぼ中央に位置している町です。町の面積は110.59㎢、南北17km、東西14km、林野面積は50.9%、人口は3万7,500人、世帯数は1万5,387世帯ということです。交通網は、金沢市中心部まで車で約20分、電車で約10分であり、交通アクセスが良い町であります。

津幡町の地域交通の現状について、令和5年当時、鉄道2路線、タクシー2業者、民間バス1事業者、1路線と、町営バスとして廃止代替路線4路線、自主運行路線6路線であった。特に町営バスとして運行している2路線では、利用者数の減少、運転手不足などで町営バス存続が危ぶまれる状況であったことから、運行効率化、利用促進、運転手不足の課題解決として、A I オンデマンドバス「のるーと津幡」を導入した。

A I オンデマンドバスを導入した経緯についてです。①運行の効率化として、対象5路線の運行範囲を区域型として通行が可能であること。②利用促進として、利便性を向上させることで新規利用者の開拓を進めるため、利用者登録をすれば誰でも利用可能になること。③運転手不足の対応として、運行車両はバスではなく普通車に変更することで、大型2種免許でなく普通2種免許でも対応が可能になる選択肢が広がることである。持続可能な地域交通を目指し、令和5年度にオンデマンドバス導入に向け予算化し、令和5年2月にデジタル田園都市国家構想交付金の採択のための実施計画を策定し、交付申請をした。交付決定後、事業者と契約締結し、令和5年12月からA I オンデマンドバス「のるーと津幡」の運行開始を行った。

A I オンデマンドバスについてです。A Iとは、A r t i f i c i a l I n t e l l i g e n c eであり、人工知能が利用者データを蓄積、学習しながら、複数の予約に対して効率的なルートを適時設定し、当該地域内を運行する乗り合い型バスである。アプリまたは電話による配車予約であり、乗る場所と降りる場所、希望の出発時間を指定し、バスを予約する。予約が取れたらバスが来る時間が案内されるので、バス停で待ち、乗務員の方に予約番号を伝えて乗車をするということになっています。

運行に必要な経費についてです。①町が事業者へ運転業務を委託する人件費の費用。②車両購入費は、乗車定員10人乗り4台と車椅子対応できる車1台で、合計5台であ

る。③システム関連費で、国の交付金や補助金で当初経費の50%である。

次に、AIオンデマンドバス「のるーと津幡」の運行について、営業時間は7時から19時までで、配車方法は専用アプリまたは電話で行い、運賃は大人200円、小学生は100円、未就学児は無料、障がい者または介護者は100円である。

予約について、スマホアプリは24時間365日対応で、予約およびキャンセルが可能である。電話予約はコールセンター対応で対応し、受付時間は平日のみで、9時から17時である。

料金支払いは現金または回数券、定期券やアプリ決済である。

AIバス「のるーと津幡」実績について、令和5年12月の運行開始時期に比べ、現在の利用者数は月3,273人で、運行当初と比べ月平均で4.57倍となり、利用者総数は約7万人で、累積登録者数は5,477人である。

次に、課題についてです。運行距離の増加、システム費の増加、無断キャンセルの発生、遅れたときの苦情対応などである。

以上の説明を受けた後、質疑を行いました。以下、質疑の主なものを申し上げます。

予約をされたお客が乗車されるとき、本人確認はどのようにされているのかとの質疑に対し、登録時に電話番号を登録してもらう。電話番号の下4桁がその方のコード番号であり、予約時にコード番号4桁を運転者が把握しており、口頭で確認をしているとの答弁がありました。

次に、乗車料金についての質疑に対し、基本的には1つのエリアが200円で、距離制ではなくエリア制になっているので、そのエリア内は200円です。エリアから出ると距離が短くても300円になるとの答弁がありました。

この事業の担当職員は何人ですかとの質疑に対し、担当職員1名と会計年度任用職員1名の計2名ですとの答弁がありました。

AIバス運行地域についての質疑に対し、津幡町は山間地が多いので、AIバス「のルート津幡」の特質としては、ある限られたエリアで運行した場合、そこにたくさんの方が住んでいると乗り合いで安いので、そこでAIの機能を使って最短ルートを決めるのが特質です。山間地へ行けば行くほど一本道が多く、ルートの効率が悪い。住宅や店舗が密集したところをどう通っていくか、最短距離を選択して効率良く運行するのが目的で、山間地では効率が悪くなると考えられる。そのため、広げるところをちゅうちょしている状況がある。「のるーと津幡」が運行していない地域は、路線バスが走っています。路線バスが通っているところは集落と集落の間に距離があることや、高齢者の方が非常に多く、スマホを持っていないくて予約も難しい世代が多い。今までどおり、時間が決まっている路線バスの方が使いやすいのではないかと思いますとのお話でした。

また、AIオンデマンドバスの運行エリアを広げるにも費用がかかるので、現在は効率の良いところから運行しています。AIバスが運行していない地域については、路線バスが走っています。過去は民間のバスが走っていたが、今年の3月31日で撤退した

ので、住民が困らないように4月1日から町予算で運行しています。地域の方には不便はないと思っていますとの答弁がありました。

A Iバスをさらに1台増やす考えはとの質疑に対し、平日は4台、土曜日は3台、日曜日と祝日は2台で運行しています。現状で、待ち時間があまりないので利用者の皆さんには喜んでいただいていると考えています。今後、利用者が増えてくると待ち時間が長くなって満足度が下がるので、そのときには車両の増車などを考えなくてはならないと思うが、現状ではそのような状況ではなく、平日、エリアの中で4台を走らせるのが効率も良い状態ですとの答弁がありました。

4台で1日当たり何人ぐらいの利用があるのかとの質疑に対し、1日平均で160人で、1台当たりでは40人程度の乗車人数であり、多いときは200人を超える日もあり、1日当たり50人程度の乗車数です。今後、利用者が増えて60人になるようなら、1台増車を考えているところです。1台の乗車定員8人乗りであるが、通常乗車人数は2人とか3人の乗車の状況であり、利用者にとってはいい環境かと思えますとの答弁がありました。

スーパーマーケットや医療機関への利用頻度はどうかとの質疑に対し、アルプラザやホームセンターもあり、日用品を買うところがいくつか点在しています。この周辺は買物も不自由はなくできると思います。医療機関は町が運営している町営の総合病院が近くにあり、個人院もあります。役場で降りて買物をされることもあります。もともと病院の近くには町営バスのバス停があったので、そのまま活用しているので、利用者の方は町営バスもオンデマンドバス「のるーと津幡」でもどちらでも使えるので、かなり便利に使っておられるとの答弁がありました。

次に、キャンセルについて、何分程度待たれるのかとの質疑に対し、ルールでは1分となっており、それ以上待つと次のバス停での到着が遅れる。システム的にも予約時間にいなかったら乗務員の方が強制的にキャンセルできるので、それを押すタイミングがカウントダウンされます。他のお客様に迷惑になるので、1分程度待っても来られなかったら発車してもいいことになっていますとの答弁がありました。

津幡町以外の住民が利用できるのかとの質疑に対し、町民でなくても登録していれば誰でも使えますとの答弁がありました。

以上の質疑の後、オンデマンドバス「のるーと津幡」の車両を見学し、説明を受け、視察を終えました。

視察を受け入れていただいた津幡町の担当者の方にお礼を申し上げますと同時に、津幡町の今後のますますの発展を祈念し、閉会中における産業建設常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第7 「議案第65号 多賀町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第65号 多賀町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の改正は、昨今の物価の高騰等、社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した旅費の支給を行うため、所要の改正を行うものでございます。国、滋賀県、近隣市町におきましても改正が行われており、多賀町においても時期を逃さず改正させていただきたく、提案させていただくものでございます。

まず、第3条におきましては、旅費の種類につきまして、従前規定しておりました日当、宿泊料および食卓料につきまして、国の改正を参考に整理、削除し、旅費に必要な書類として宿泊手当および宿泊料に改めるものです。

次に、第8条におきましては、今回の改正に合わせ、文言の整理を行うものでございます。

次に、第11条の日当につきましては、宿泊手当に改正し、従来、旅行日数に応じ支給していた手当を1夜当たりとするものでございます。

次に、第12条の宿泊料につきましては、従前定額支給であったものを、1夜当たりの範囲額を定め、上限付きの実費支給に改正するものでございます。

第14条の食卓料につきましては、今改正の宿泊手当と重複するものでありますので、削除するものでございます。

次に、旅費支給額を定める別表についてでございますが、従前、特別職と課長職、一般職で区分していたものを、職による区分を設けず、同一運用に改正するものでございます。

次に、それぞれの旅費支給額についてでございますが、車賃につきましては、実勢価格等を勘案し、従来の1km当たり37円を20円に引き下げるものです。宿泊手当につきましては、従来の日当額および国の改正額を参考にし、1夜当たり2,200円とするものでございます。宿泊料につきましては、出張先による区分を廃止し、県、近隣市町の額を参考に1万5,600円を上限とするものです。

付則として、この条例は令和8年1月1日から施行するものとし、同日前に出発した旅行につきましては従前によるものとし、多賀町議会議員の旅費につきましても同様の適用を受ける旨、規定するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し

上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（富永勉君） 日程第8 「議案第66号 多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第66号 多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

本条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により児童福祉法が改正され、当該法令条文を引用する多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものでございます。

議案書の3ページ、お願いいたします。

条例第12条は、放課後児童クラブの運営に従事する職員による虐待等の禁止に関する規定をするものでございますが、国の児童福祉法の改正により、法第33条の10に新たに第2項および第3項が設けられ、項ずれが生じたため、第33条の10各号から第33条の10第1項各号に改正するものでございます。

付則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第66号 多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第9 「議案第67号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第67号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

本条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により児童福祉法が改正され、当該法令条文を引用する多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものです。

議案書の4ページをお願いいたします。

条例第25条は、特定教育・保育施設等の職員による虐待等の禁止に関し規定するものでございますが、国の児童福祉法の改正により、法第33条の10に新たに第2項および第3項が設けられ、項ずれが生じたため、第33条の10各号から第33条の10第1項各号に改正するものでございます。

付則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第67号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第10 「議案第68号 多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第68号 多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

本条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律ならびに児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、関係する多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものでございます。

議案書の5ページをお願いいたします。

条例第12条は、家庭的保育事業者等の職員による虐待等の禁止に関し規定するものでございますが、国の児童福祉法の改正により、第33条の10に新たに第2項および第3項が設けられ、項ずれが生じたため、第33条の10各号から第33条の10第1項各号に改正するものでございます。

また、第16条第1項は、家庭的保育事業所における給食等の食事の提供に関する特例を規定したものでございますが、これまでは献立指導を行うために栄養士を配置する必要がありましたが、国の法改正で、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、同様の要件を満たすことができるよう改正を行うものでございます。

付則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第68号 多賀町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第11 「議案第69号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第69号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第4号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、9月の補正予算以降発生しました新たな行政需要に対応していくとともに、職員人件費や完了した事業の精算に係る予算の計上など、調整を行ったもので、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,828万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ69億821万8,000円とするものです。

第2条の地方債の補正につきましては、11ページのとおり、多賀小学校校舎改修事業が完了しましたことにより、最終事業費に合わせ起債限度額を750万円減額し、5,050万円に借入れ限度額を変更するものでございます。

それでは、補正内容につきまして、14ページ、歳入からご説明いたします。主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

50款国庫支出金では、10項3目総務費国庫補助金では、現在進めております自治体情報システムの標準化に係る追加経費として、デジタル基盤改革支援補助金3,560万3,000円を受け入れ、20項25目土木費国庫交付金では、ハザードマップ作成経費として補助率2分の1、400万円を受け入れるものでございます。

55款県支出金では、歳出補正額に合わせ、県補助基準に基づいた額を受け入れるほか、35目教育費県補助金では、わたSHIGA輝く国スポ運営交付金について、事業完了に伴う精算により28万1,000円を減額するものでございます。

次に、15ページ、65款寄附金では、ふるさと納税につきまして、多数の皆様にご寄付を頂いており、年度末に向け4,000万円を追加し、今年度の寄付見込額を3億

2,000万円とするものでございます。

70款繰入金は、多賀小学校のトイレ施設改修工事が完了し、精算の結果、減額となりましたことから、財源充当しておりました財政調整基金からの繰入れを248万1,000円減額するものでございます。

75款繰越金は、今回の補正財源として4,791万7,000円を充当するものです。

85款町債では、第2表でご説明しましたとおり、750万円を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。17ページをお願いいたします。

初めに、今回、各款全般におきまして、今年度における正職員、会計年度任用職員の職員配置に基づき、当初予算での配置から人数や職階等、いわゆる人件費に増減がありましたので、それぞれ過不足分について増減をお願いしております。また、各公共施設におきます電気代等の光熱水費につきまして、物価高騰の影響を受け予算不足が見込まれるところにつきましては、増額補正をお願いしております。人件費、光熱費につきましては、それぞれの款ごとの説明を割愛させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、10款総務費、5項、5目一般管理費では、ふるさと納税につきまして、寄付額としまして4,000万円の増額を見込んでおり、手数料8万4,000円と委託料1,991万6,000円、合わせて寄付額の2分の1、2,000万円の追加をお願いするものでございます。75目電子計算費、委託料では、自治体情報システムの標準化に向けた追加費用等に合わせて3,429万5,000円、90目公共交通対策費では、コミュニティバス運行に係る賃金改善および使用車両の修繕等の支援で、運行対策費補助金234万1,000円をお願いするものです。

次に、18ページ、10項10目賦課徴収費では、個人住民税申告に係る電子申告対応のため、システム改修委託料110万円、法人税の確定申告等による過年度還付金が見込まれることから200万円の追加をお願いするものです。

次に、19ページ中段、15款民生費、5項19目介護・生活支援費では、介護保険特別会計の補正予算に伴う一般会計からの繰出金236万円をお願いするものです。

次に、20ページ、10項22目子育て支援対策費では、放課後児童クラブの運営費のうち、送迎委託料につきましては、契約額との差額233万4,000円を減額し、また、施設改修費としまして、より安全安心な施設運営とするため、防犯カメラの設置費用167万7,000円をお願いするものです。

20款衛生費、5項10目保健事業費では、予防接種委託料につきまして、带状疱疹および乳幼児予防接種費用につきまして、不足が見込まれることから320万7,000円の追加をお願いするものです。

次に、21ページ、25款農林水産業費、5項35目土地改良事業対策費では、前野池擁壁改修工事に係る追加分として250万円、芹川沿岸土地改良区の管理施設におけ

る修繕補助として、県補助金の残額の30%、167万1,000円をお願いするものです。

22ページ、10項40目間伐実施事業費では、間伐材有効活用事業補助として、林業団体が実施する間伐面積が増加見込みのため80万4,000円の追加をお願いするものです。

次に、23ページ、30款商工費、5項5目商工振興費では、住宅リフォーム促進事業補助金につきまして、年度末までの利用見込みから60万円の追加をお願いするものです。

40款消防費、5項15目消防施設費では、各集落の消防施設整備充実を図るため交付しております補助金について、要望額に基づき53万3,000円の追加。24ページ、20目災害対策費では、滋賀県と連携して災害ハザードマップを効果的、効率的に作成していくこととなったため、委託料800万円をお願いするものです。

次に、25ページ、45款教育費、10項小学校費、5目学校管理費では、多賀小学校、大滝小学校ともに消防施設点検の結果、不良箇所が発見され、その修繕料として113万4,000円、また、物価高騰による給食食材対応としまして、賄材料費419万5,000円、施設維持補修工事としまして、多賀小学校の校舎雨漏り修繕工事1,540万円をお願いするものです。なお、多賀小学校で実施しておりましたトイレ改修工事については完了しており、施設改修工事費1,069万1,000円を減額いたします。

15項中学校費では、小学校費と同様、消防施設点検による不良箇所の修繕料として35万7,000円、物価高騰による給食食材対応として、賄材料費73万4,000円の追加をお願いするものです。

26ページ、25項15目保健体育費では、国スポ負担金の減額で101万8,000円。51目あけぼのパーク多賀管理費では、館内の液晶プロジェクターが故障したため、その更新費用として備品購入費75万1,000円をお願いするものです。

60款諸支出金では、ふるさと納税増額分4,000万円の2分の1、2,000万円を多賀町まちづくり基金に積み立て、来年度の財源として確保するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

8番、山口久男議員。

○8番（山口久男君） また後で予算委員会等もありますけれども、本会議ですので、住民の皆さんに知っていただく意味で、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

保健事業費です。委託料で、予防接種委託料302万円余りが補正予算で出ておりますけれども、これ、带状疱疹についてという説明がありました。この点について、個人負担と町の補助、それからその内容について、ちょっとこの場で説明をお願いしたいと思います。

○議長（富永勉君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（富永勉君） 暫時休憩します。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時38分 再開）

○議長（富永勉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

带状疱疹につきましては、2種類のワクチンの種類がございまして、まず、組換えワクチンの方は2回の接種が必要になっております。そちらの方が、個人負担が1回6,300円、町負担が2万1,310円となっております。

もう一つの種類の1回で接種が済むというものにつきましては生ワクチンですが、個人負担が2,400円、町負担が8,110円となっております。

以上です。

○議長（富永勉君） 山口議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号については、議長を除く8名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、8人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

この間に、予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いします。なお、その結果を議長まで報告願います。

再開は、議場の時計で10時50分とします。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長(富永勉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に8番、山口久男議員、副委員長に6番、川岸真喜議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長(富永勉君) 日程第12 「議案第70号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

[福祉保健課長 林優子君 登壇]

○福祉保健課長(林優子君) 「議案第70号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」、ご説明申し上げます。

議案書の29ページをお願いします。

今回の補正は、主にはシステム改修が必要になったことや、介護給付費や介護予防等事業費について、当初見込みから不足が見込まれる事業が出てきたため、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億9,648万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により、34ページの歳入からご説明させていただきます。

15款国庫支出金、介護給付費負担金は、今回増額をお願いする介護給付費の合計50万円のうち、国の負担20%に相当する10万円を追加し、受け入れるものでございます。

10項国庫補助金、5目調整交付金では、同じく増額分の介護給付費に対して5.1%に相当する2万6,000円を、20目介護保険事業補助金につきましては、システム改修費として115万3,000円が必要となり、2分の1に相当する57万6,000円を追加し、受け入れるものでございます。

20款支払基金交付金につきましては、給付費増額分の27%に相当する13万6,000円を、25款の介護給付費県負担金は、介護給付費の増額分の12.5%に相当します6万2,000円をそれぞれ追加し、受け入れるものでございます。

35ページに移りまして、30款繰入金につきましては、増額する介護給付費に対して、町負担分12.5%相当の6万2,000円を、10目その他一般会計からの繰入金として事務費繰入金229万8,000円、合計236万円を一般会計から繰り入れる

ものでございます。

45款繰越金は、介護給付費の増額分の第1号被保険者負担分としまして11万4,000円と、過年度返還金としまして1万円、合計の12万4,000円を受け入れるものでございます。

続きまして、36ページの歳出に移らせていただきます。

5款総務費、一般管理費につきましては、職員給料を45万6,000円減額、委託料につきましては、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴う介護保険料算定に対応するシステム改修費が必要となりますので、システム改修委託料としまして115万3,000円、合計69万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

10款介護給付費、30目介護予防住宅改修費につきましては、給付費が既に予算額の約8割に達している状況で、今後の給付費の不足が見込まれるため25万円の増額を、また同様に、介護予防サービス計画給付費につきましても、今後の不足が見込まれますので25万円を増額し、介護給付費として合計50万円の増額をお願いするものです。

17款地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス第1号事業費の委託料は、介護予防教室の送迎をシルバー人材センターに委託しており、10月からの賃金改定に伴いまして4万9,000円を増額。負担金につきましては、介護予防サービスを受ける方が増加していることに伴い、訪問型サービス負担金を31万4,000円、通所型サービス負担金を132万円、合計168万3,000円の増額をお願いするものでございます。

37ページに移りまして、一般介護予防事業費ですが、こちらも介護予防教室の送迎をシルバー人材センターに委託しておりまして、同様に3万8,000円の増額をお願いするものでございます。

20項5目地域包括支援センター運営費につきましては、今年度の人事異動により職員手当39万6,000円、共済費6万円がそれぞれ不足となりましたので、合計45万6,000円の増額をお願いするものでございます。

25款諸支出金の償還金につきましては、過年度還付金として、国庫支出金返還金6,000円、県支出金返還金4,000円の合計1万円が必要となりましたので、増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第70号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（富永勉君） 日程第13 「議案第71号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第71号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

今回お願います補正は、被保険者から徴収します保険料の増加により、その保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付するための負担金の増額に伴う広域連合負担金保険料分の補正をお願いするものでございます。

第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ854万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,943万6,000円とするものでございます。

議案書の44ページをお願いいたします。歳入について、事項別明細書でご説明申し上げます。

5款5項5目の特別徴収保険料、10項の普通徴収保険料は、被保険者から徴収します保険料が、被保険者の所得金額の増額や令和6年度に行われた保険料の所得割や賦課限度額の激変緩和措置の終了などに伴う増加分としまして、854万7,000円を計上するものでございます。

議案書の45ページをお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。

10款5項5目の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収します保険料の増加により、滋賀県後期高齢者医療広域連合へ納付するための負担金としまして854万7,000円の補正をお願いするものでございます。

令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第71号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」

について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、再開は12月3日午前9時30分として、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

（午前11時05分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長

多賀町議会議員

多賀町議会議員